

埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員処務規程

平成19年8月24日

監査告示第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員条例（平成19年広域連合条例第13号）第8条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(文書)

第2条 監査委員の文書の記号は、「埼高広連監」とする。

2 前項に定めるもののほか、文書に関し必要な事項は、埼玉県後期高齢者医療広域連合文書規程（平成19年広域連合訓令第2号）の例による。

(職員)

第3条 監査委員に関する事務を補助するための職として、書記長及び書記を置く。

2 書記長は、埼玉県後期高齢者医療広域連合事務局次長をもって充てる。

3 書記は、埼玉県後期高齢者医療広域連合事務局総務担当職員の中から充てる。

(職務)

第4条 書記長は、監査委員の命を受け、事務を掌理し、書記を指揮監督する。

2 書記は、上司の命を受け、事務をつかさどる。

(専決事項)

第5条 書記長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 通知、申請、届出、照会、回答、報告及び文書の処理に関すること。
- (3) 物品の出納及び保管に関すること。
- (4) 監査委員が協議により決定した事項に関すること。
- (5) その他監査委員の指定した事項及び定例的かつ軽易な事項に関すること。

(公印)

第6条 公印の名称、寸法、ひな形、使用区分及び管理者は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、公印に関し必要な事項は、埼玉県後期高齢者医療広域連合公印規則（平成19年広域連合規則第22号）の例による。

（準用）

第7条 この告示に定めるもののほか、監査委員の事務処理、職員の服務等に関し必要な事項については、埼玉県後期高齢者医療広域連合事務局の例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年広域連合監査委員告示第2号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年広域連合監査委員告示第5号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

名 称	寸 法 (ミリメー トル)	ひ な 形	使用区分	管理者
埼玉県後期高齢者 医療広域連合監査 委員印	方 2 7	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 埼玉県後期 高齢者医療 広域連合 監査委員印 </div>	監査委員名をもつ て発する公文書	書記長
埼玉県後期高齢者 医療広域連合代表 監査委員印	方 2 7	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 埼玉県後期 高齢者医療 広域連合代 表監査委員印 </div>	代表監査委員名を もって発する公文 書	書記長